



船舶事故調査報告書

平成27年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成27年3月1日 09時30分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市石垣港（石垣港登野城第4号灯標） （概位 北緯24°19.64′ 東経124°10.22′）
事故調査の経過	平成27年3月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ダイビング船 <small>ブリーズ</small> BREEZE、5トン未満 295-22148 沖縄、有限会社ぶしいぬしま 10.80m (Lr) × 5.00m × 1.50m、FRP ディーゼル機関2基、161.82kW（合計）、昭和58年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 21歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年6月25日 免許証交付日 平成25年6月26日 （平成30年6月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷中央部に亀裂 灯標 擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター5人、ダイビング客等28人を乗せ、平成27年3月1日09時15分ごろ石垣港旧離島棧橋を出発し、石垣市石垣島南岸に拡張する浅礁域内で体験ダイビングを行うため、同浅礁域に掘り下げて作られた可航幅約50～100mの水路（以下「本件水路」という。）を東南東進した。 本船は、本件水路から浅礁域内のダイビングポイントに向けて進入する際に進入口の右舷側の目標としていた石垣港登野城第4号灯標（以下「第4号灯標」という。）（円形、赤色、高さ平均水面上5.4m）に接近した頃、先行した僚船2隻がダイビングポイントで錨の投下作業をしていたので、しばらく待機することとし、第4号灯標の手前で左転して船首を進入方向の東方へ向け、主機のクラッチを中立にした。 船長は、進入口の北側にある浅礁（以下「本件浅礁」という。）に

	<p>注意しながら、ダイビングポイントに向けて進入するタイミングを計るため、僚船の錨の投下作業を見ていたところ、インストラクターの1人に第4号灯標に接近していると言われ、操舵室右舷側の窓を開けて右斜め後方を見て本船が第4号灯標に約1mの距離まで接近していることに気付いた。</p> <p>本船は、第4号灯標との衝突を避けようとして右舵一杯を取るとともに、左舷機を前進、右舷機を後進にかけて右回頭をしようとしたが、09時30分ごろ右舷中央部が第4号灯標に衝突した。</p> <p>本船は、右舷中央部に生じた亀裂から浸水して右舷側に傾き、ビルジポンプにより排水したものの、浸水量が増加したので、出発地へ引き返すことを諦めて付近にあった養殖施設岸壁に着岸した。</p> <p>船舶所有者は、インストラクターから本事故発生の報告を受けて海上保安庁に本事故発生の通報をした。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約95cm 石垣島地方には、強風、波浪注意報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船舶所有者は、本船を含めて9隻を保有し、マリンスポーツ全般を体験させる事業を営んでいた。</p> <p>船舶所有者は、インターネットの気象サイトなどから気象情報を入手し、事務所のホワイトボードに記載して船長及びインストラクターに周知を図り、気象警報が発表されたら、出港中の全船に対して帰港を指示するようにしていた。</p> <p>船長は、僚船の錨の投下作業の進捗状況が気になり、北寄りの風と下げ潮流（東流）により第4号灯標に向けて圧流されていることに気付かなかつたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、北寄りの風と下げ潮流を考慮すれば、一旦、本件水路を通過して時間調整を図れば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本件浅礁と第4号灯標との距離が約10mであった。</p> <p>(写真1、写真2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 本船</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 第4号灯標</p> </div> </div>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、石垣港の本件水路で漂泊して待機中、船長が周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本船が第4号灯標に向けて圧流されていることに気付かず、右舷中央部が本件灯標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、浅礁域内のダイビングポイントに向けて進入するタイミングを計るため、僚船の錨の投下作業を見ていたことから、周囲の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、石垣港の本件水路で漂泊して待機中、船長が周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本船が第4号灯標に向けて圧流されていることに気付かず、右舷中央部が本件灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び海象を勘案した操船をすること。 ・ 周囲の見張りを適切に行うこと。

